

1 工場等の新・増設に関する助成
企業立地奨励事業助成金

助成金区分	雇用創出企業立地支援事業助成金(市単独)	利子補助助成金(市単独)	本社機能を有する事業者(県単独)		民間研究所立地奨励金(県単独)	新成長産業研究拠点強化助成金(県単独)
対象経費	工場等の新設・拡張に伴う新規雇用従業員	工場等を移転し、建物、構築物の建設資金(用地及び設備費を除く)を借り入れた場合の利息の支払いに要する経費	県外からの本社機能移転に伴う土地、建物、設備取得費		自然科学研究所の整備に伴う土地、建物、設備等取得費 1	自然科学研究所 地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定事業者
事業区分	新規・増設・拡張	新設	通常	大規模特任	新設・増設	新設・増設
要件	・企業立地奨励事業助成金の交付要件を満たすこと ・操業開始後1年以内に新規雇用し、引き続き1年以上雇用すること	・工場等の移転計画を定め、特定金融機関の承認を得ること ・移転前の工場等の跡地利用について市長と事前に協議すること	投下固定資産額:5千万円以上 新規雇用者数:5人以上	投下固定資産額:100億円以上 新規雇用者数:60人以上 1	投下固定資産額:1億円以上 新規雇用者数:10人以上	投下固定資産額:1億円以上 新規雇用者数:5人以上
助成率	50万円/人	5年分の借入利子の1/3	対象経費の10%		対象経費の15% (雇用要件10~29人) 対象経費の20% (雇用要件30人以上)	対象経費の15% (雇用要件5~14人) 対象経費の20% (雇用要件15人以上)
限度額	1千万円	100万円/年	5億円	30億円	1億5千万円(雇用29人まで) 2億円(雇用30人以上) 5億円(雇用60人以上)	1億5千万円(雇用14人まで) 2億円(雇用15人以上) 5億円(雇用30人以上)

1: 知事が特に必要と認めた場合。

2 法律に基づく税制制度等の優遇措置

根拠法令	企業立地促進法に基づく優遇制度	地域再生法に基づく優遇措置
税制上の優遇措置	内容	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資(オフィス)減税(国税)の適用 雇用促進税制(国税)の拡充適用 法人事業税(県税)の軽減(1/10 3年間) 不動産取得税(県税)の軽減(1/10) 固定資産税(市税)の軽減 移転型: 1.6% 1年目0.14%、2年目0.35%、3年目0.7% 拡充型: 1.6% 1年目0.14%、2年目0.467%、3年目0.933%
	対象	建物、構築物、土地(取得より1年以内に建物工事を着工したもの)
	要件	地方拠点強化地域特別業務施設整備計画に基づき取得した対象施設の取得価格の合計が2億円を超えるもの ¹
工場立地法の特例	新設又は増設に係る新規雇用者が10人以上	地方拠点強化地域特別業務施設整備計画に基づき取得した対象施設の取得価格の合計が3,800万円以上のも(中小企業者は1,900万円以上) ²

1: 富山県企業立地促進計画に定める指定集積業種で、かつ企業立地促進法に基づく企業立地計画を策定し、県知事の承認を受けた場合に限る。

3 荷主企業奨励金(県助成)

対象	荷主企業(シフト貨物、新規貨物) ¹			商社物流業者	新規立地・増設企業の特例
	初年度	2~5年度			
要件	10~49TEU 1万円/TEU	50TEU かつ 10%以上 増加	100TEU かつ 20%以上 増加	取引先荷主企業(2社以上) 100TEU以上 集荷かつ前年度比50TEU以上増加	企業立地助成金物流業務立地助成金の交付決定又は企業立地計画の承認を受けた企業で10TEU以上の利用
交付額	50~99TEU 1.5万円/TEU	1万円/TEU (前年度からの増差分)	2万円/TEU (前年度からの増差分)	2万円/TEU (前年度からの増差分)	1万円/TEU 3年間
限度額	200万円	100万円	200万円	200万円	100万円

2:富山県地域再生計画に定める地方活力向上地域において、地域再生法に基づく地方活力向上地域特別業務施設整備計画を策定し、県知事の認定を受けた場合に限る。